

平成 25 年度 第 2 回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 26 年 1 月 27 日（月）
午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分
会 場 県庁 議会棟 第 1 特別会議室

1 開会

○柳沢課長補佐兼文化財係長

定刻になりましたので、ただいまから、平成 25 年度第 2 回長野県文化財保護審議会を開会いたします。開会に当たりまして、長野県教育委員会 伊藤学司教育長からご挨拶を申し上げます。

2 伊藤教育長挨拶

平成 25 年度の第 2 回長野県文化財保護審議会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日は大変御多忙の中、午前中から全体会、各部会そしてこの審議会と 1 日にわたるご審議にご出席をいただきましたことを、まずもって感謝を申し上げます。ありがとうございます。また委員の先生方には日頃から、本県の文化財保護行政につきまして、格別なご指導、ご助言をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、文化財保護行政を進めております県教育委員会といたしましては、地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図るため、委員の皆様のご支援をいただきながら、文化財の指定、さらには文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

文化財に対します補助金につきましては、大変厳しい県の財政状況もございまして、年々減少する傾向にあったところでございますが、委員の皆様から、しっかり取り組むようにとのご指導をいただきまして、本年度ようやく前年度に比べて拡充をさせていただくことができたところでございます。この流れというものを、しっかり来年度も必要額を確保したいということで、現在予算折衝等しているところでございます。重要なものについては、所有者のみならず、県も国・市町村と一緒に文化財の保存、それをいい形で活用しながら、後世につなげていけるよう、引き続き頑張っていきたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

前回の審議会におきまして、井原会長より、現在は県予算の縮小、専門職員の減少という大変厳しい文化財保護行政の転換点にある中で、これまで指定した文化財を守り、更に新たな文化財を発掘・指定し、

それを活用していくということがこれからの課題である。そしてそういう時には選択と集中で有機的に予算・人員の能力を活用することが重要であるとのご指摘をいただいたところでございます。今後文化財の指定・保存・活用にあたりまして、限られた予算・人員ではございますが、こうしたものをより一層有効に活用できるように、努めていきたいと考えているところでございます。

文化財の活用につきましては、本年度は文化庁の補助事業を活用させていただきまして「文化遺産を活かした地域活性化事業」ということで、「信州の文化財ガイドツアー」の実施、「信州の文化財ガイドブック」の発行に新たに取組んだところでございます。「信州の文化財ガイドツアー」につきましては、10月から11月にかけて東信・北信・南信・中信の4コースを設定し、実施をいたしました。県内各地域の文化財の魅力の再発見と文化財を大切にする意識を醸成し、さらには地域に対する誇りや愛着をもたらすと共に、これからの地域作りの気運を高める契機となるものであったと考えております。

指定の関係では、本年度新たに指定されました文化財については、国関係では、重要文化財といたしまして、善光寺大本願所蔵の「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」が6月に、天然記念物といたしましては、大鹿村の「中央構造線の北川露頭・安康露頭」が10月に指定となったところでございます。また、「信州大学繊維学部資料館」をはじめ7件が登録有形文化財となったところでございます。県関係では、前回審議会でご答申いただきました「絹本著色補陀落山聖境図」の県宝指定を9月19日に実施させていただいたところでございます。以上によりまして、県内における国・県の文化財指定の件数は、年末には1,195件となりました。特に、登録有形文化財につきましては、件数に注目いたしますと、現在429件で大阪府、兵庫県に続き、全国で3番目でございます。登録有形文化財につきましては、今もご議論をいただいたところでございますが、比較的新しい文化財を活用しながら守っていくという取り組みでは、本県は非常に多くのものが指定されている状況でございます。

今後登録を含め、指定等しっかり進めながら、指定後の状況確認につきましても、過日、文化庁が指定したものについて、その後の行方がわかっていないものがあるとの報道がございましたが、私どもとしても、各市町村と共に県宝等の所在確認もしながら、単に指定をして終わりではなく、今後しっかり保存をしながら、その活用を図っていけるよう取組んでいきたいと思っております。

本日は、県宝への指定につきまして、前回諮問させていただきました千曲市の「松田家斎館」の答申に向けてのご審議をお願いいたしております。

ます。また、新たな県天然記念物の指定に向けまして、飯田市の「桜丸のイスノキ」、また信濃町の「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）の諮問を予定しております。

午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及ぶ日程でございますが、どうぞ宜しくご審議いただきますようお願いいたします。

3 井原会長挨拶

○柳沢課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原会長さんから、ご挨拶をお願いいたします。

○井原会長

午前中の部会及び全体会におきまして、文化財の分野のカテゴリーを再検討する必要があるとのご指摘が出てきました。ちょうどこれは国の方でも文化財保護法が改正されまして、歴史資料・文化的景観と新しいジャンルができてまいりましたので、長野県の方でもこの分野についてきちんと再検討して、今の実情にあった形で文化財保護行政を進めていくように、事務局と併せて審議会でもよろしく願いしたいと思っております。今日かかります審議ですが、松田家齋館につきましては、長野県が東日本の中で神仏分離の一番激しい運動が起こったところでございます。これは伊那谷、木曾谷の国学運動が活発となり、神社の神主家の住宅で神仏集合の建造物であったものが、神仏分離の齋館という新しい建造物が見られる、新しい動きの歴史的資料でございます。県民の皆様にもわかりやすく、その歴史的意義が鮮明となるよう慎重なご審議をお願いしたいと思います。それからナウマンゾウ・ヤベオオツノジカにつきましては、私も関係いたしました、長野県立歴史館を造るときの一番の目玉でございました。ナウマンゾウが実物大の復元で造られているのですが、こちらの方は県立歴史館を見られた県民の方になじみの深い文化財となっていると思っております。こういうものを歴史的な意味、文化的な価値を深く分かりやすく県民の皆様提示していくことが審議会の任務でございますので、慎重なご審議をよろしく申し上げます。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。

伊藤教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきますが、宜しく願いいたします。

4 会議について

○柳沢課長補佐兼文化財係長

本日の委員の出席状況について申し上げます。審議会委員 15 名中 14 名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、長野県文化財保護条例第 42 条第 2 項の規定によりまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第 42 条第 1 項の規定により会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては井原会長さんをお願いいたします。

○井原会長

それでは規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

初めに、本日の議事録署名委員を指名いたします。小野昭委員さん、多田井幸視委員さんをお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音については、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も従来と同様に許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○審議委員

【異議なし】

○井原会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

5 答申文化財の審議

○井原会長

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。「松田家斎館 1 棟」について、ご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の土本委員さんから説明をお願いいたします。

○土本委員

建造物担当の土本です。審議会資料の 5 ページから県宝候補の松田家斎館の資料がありますが、終わりが 14 ページです。後ろの方から申し上げ

げますと調査を2回、ヒアリングを1回行いました。それで新しい知見として棟札が出てきました。それから実測調査で番付を拾ったということで、これにつきましては13ページ、14ページに記載されています。これは今回の新しい情報で、文化財的価値を裏付ける建築年代等がこれによってはっきりしてきたということです。では5ページに戻っていただきまして、沿革のところから始めたいと思います。

武水別神社は県内有数大社でありまして、周辺地域は平安後期から石清水八幡宮の荘園でございまして、この神社も石清水から八幡宮を勧請したものと伝えられております。中世以降は武士からの崇敬が厚く、神主と別当神宮寺によって運営されてきました。松田家は、近世初頭からその神官を務めた家柄でございまして、そのためにこのお宅には中世近世の神社運営に関する貴重な資料が多数保存されております。この他、神事に関する営みも伝えられておりまして、報告書がでていところす。敷地は非常に大きいところが一構えで残っておりまして、間口が51間、奥行きが40間の規模で、三方に土塁があります。近代まではその周囲に堀が廻らされていまして。このような大きな屋敷構えですが、中世の居館を前身としたものであるものと推定されます。明治前期に敷地の一部が八幡村の役場に提供され、昭和中期には堀の一部が道路拡幅によって埋められてしまっておりまして、それ以外の敷地はほぼ近世の形状を保っているということでありまして。敷地は、武水別神社神主松田家屋敷跡として県史跡に指定されております。

屋敷の中の構成は、正面に表門、表門の北側に長屋門がありまして、中央が主屋です。主屋は県宝に指定されております。そのほか隠居屋や御霊屋や氏神などいくつかありますけれど、表門をくぐって正面に東を向く、神社の本殿の方を向いている姿ですが、そこに齋館と現在呼ばれている建造物があります。この他、土蔵やみそ蔵などが建造物群としてまとまっております。この配置は絵図等から、神仏分離以前の江戸時代後期から、大きく変わっていないということが確認されております。

大きな出来事のひとつは弘化4年の善光寺大地震ですが、この時に齋館が少し傾き立て起こしたと伝えられております。その前にある寛政3年の古図には、現在の齋館とはやや規模と形が異なる建物が描かれていることから、善光寺大地震で傾き、起こされたという建物は、弘化4年を遡るもので、絵図の寛政3年以降というように考えられます。今年度の調査で、現存する齋館は文久元年の「再造」とカッコ書きで書いてありますが、棟札の文言を拾っておりますが、再造されたものと判断できます。構造形式は、間口7間、奥行3間半の寄棟という屋根で、棧瓦葺きでございまして。正面に立派な玄関に相当する式台玄関が突出し

ておりまして、その周りに下屋、庇と言ったりもしますが、下屋が取りついております。間取りは式台玄関を上ると、表側に奥行き1間の入側という畳の部屋がありますが、その正面と左側に十畳の座敷が二間でいわゆる続きの座敷として設けられております。そして右側に六畳二間が前後に配置されております。十畳二間のうち左側の座敷の奥に神殿が設けられておりまして、この齋館が県宝に指定されている松田家住宅主屋と密接に係って、宗教的な儀礼が現在行われているという建物でございます。

建築年代ですが、これが建築史の分野では求められるものなのですが、棟札が見つかりましてはっきりしました。この建築年代について調査したのが秋の初めですが、小屋裏といいまして屋根を支えている三角形の空間があり、そこに潜っていきますと2つの棟札がありました。棟札とは5ミリくらいの比較的薄い板を台紙にして、墨書きでいろいろなことが書かれているものです。主に施主とか棟梁の名前、建築年代が書かれ、それが釘で棟木とか小屋裏の構造材に打たれて、できた時のことを記録するものでございまして、それが見つかったり、見つからなかったりということがあります。この2つの棟札には、ともに文久元年（1861年）と記されておりまして、書いてある内容は入り口近くの棟札は「松田家玄関」という言葉が出てきまして、もう一つの棟札にも「玄関再造」の文言があるのですけれど、建築年代がともに文久元年、1861年ということが明らかになりました。工事の時に玄関と呼ばれていたという点が重要なことかと思えます。もう一つ「再造」という言葉は珍しい言葉ですけれど、この工事が再造であったということです。そのようなことがありますので、この建物は、もちろん絵図で確認されていますが、新築ではなく先行する営み等の建築があったということです。それを確かめることができました。玄関と呼ばれている点ですが、これは現存する齋館が、式台という立派な出入りに当たりますけれど、これを持っていく点から、特徴を表現しているものだと考えられます。それが文久元年の工事以前にも、この建物が玄関と称される特徴を持っていたと考えられるわけです。これが再造と位置付けられて、工事が進んだということで、文久元年の工事に先立って「玄関」と称される建物が先行して建っていて、これが再造されたということで、後に発展的な変容という言葉が出てきていますが、何もなかった営みの中で、突然建物ができるというものではないということです。先程、井原先生がおっしゃられた、信州ならではの独特な背景があったということが、読み取れるものだと思います。ここで問題となりますのが、再造が先行して建てられていた建物を全部壊して建てたのか、部分的に何かを残して付け加えられ

て建てられたのか、方向性で言うとどっちなのかという点につきまして、もう一度調査しました。9月に調査した時に、柱とか屋根にある束などの部材そのものに墨書が確認されました。墨書とは部材そのものに文字があるときに墨書と呼んでいるのです。棟札に書いてある墨書きも墨書なのですが、墨書と棟札は区別をしているのです。11月の調査で、墨書による番付を個々に把握いたしました。梁方向、桁方向に「いろはにほ」、「1 2 3 4 5」を並べて組み合わせていくわけで、格子状の点を交わった柱に表していくというものがあります。それを追っかけて行って、番付がどれくらいあるのかということを示しまして、ほぼ丁字型ですけれども、南半分当たりのところに一体的に下から上、「1」から「9」番まで、左から「い」から「ぬ」までという所で丸印のところに確認できました。北側のところは確認できなかったのですが、現地調査では部材が古材を転用したという所が見当たらなかったということ、構造的にもほぼ一体的で、つぎはぎ増築というものが見当たらなかったということで、これは再造というものが単なる増築ではなく、しっかりしたものを建てたということでもあります。それが6ページの下の方に書いてありますが、現在の齋館は全体として、式台のある部分を東側に突出させた丁字型をなす撞木の形を成している。この撞木の北側に墨書による番号が確認されなかったものの、小屋組を支える架構という点から検討した結果、丁字形をなす撞木の形を一体的に構築したことがわかりました。また、柱梁の全体的な加工を確認しても古材を転用したという痕跡が見当たらなかったところから、判断してまいりました。結果として現存する齋館は、再造する時に全面的な建て替えがなされたもの、一体的な構築物というように理解しております。

建物の全体の変遷歴史的価値という部分ですが、前任の後藤先生、吉沢先生の調査がありましたので、そこから新しい知見を付け加えるということでもあります。そこで吉沢先生が書かれている文章を引用させていただきましたが、吉沢先生は棟札、墨書の調査まで進んでおられませんでしたので、そのようなところもあります。時代は寛政3年の古図との比較検討結果が記されておまして、「Ⅰ 寛政3年以前の建物」、「Ⅱ 寛政3年から幕末の建物」、「Ⅲ 明治の建物」の3期に分けられて、齋館は「Ⅱ 寛政3年から幕末の建物」に属すると判断されております。この建物は弘化4年の善光寺大地震の時に傾き、それを起こしたと伝えられており、建築年代は19世紀前期と推定されておりました。寛政古図の主屋については、今回はこの古図は添えておりませんが、古図の主屋中央から南に延びている部分は現在の齋館にあたる部分と考えられる。規模は現在の半分くらいだった。規模が違うので、この辺の判断として

として、今回、文久元年に再造という形で一体的に建てられたということで、寛政3年の古図に描かれた、古図の主屋中央から南に延びている部分は、弘化4年の善光寺大地震の時に傾き、それを建て起こしたものである、規模は古図の描く通りであり、それがおそらく玄関と称されていたと考えられます。棟札にある文久元年は再造と呼ばれる工事で、主屋から南に延びていた玄関に相当する部分を取り壊した上で、更にその絵図に示されているような規模よりも大きな建物を新たに一体的に建てる工事であったと考えられます。

7ページの8行目の「この結果主屋に付随していた玄関がより充実した独立した空間をもち」、の表現について、部会で検討しまして、訂正すべきということで訂正させていただきます。「この結果、主屋に付随していた玄関が、より充実したより独立した空間を持ち、齋館と呼ばれ、現存する齋館に発展的に変容したと考えることができる。」以上のように訂正をお願いします。齋館という名称がいつから用いられたかということはまだ確認しておりませんが、過去玄関ということが棟札でわかり、そのようなこともありますので「齋館と呼ばれるようになった」という文言を付け加えさせていただきました。

指定の理由及び根拠として、まず、歴史上重要なもの、として評価したいと思います。同時に、学術上重要なもの、として評価したいと思います。指定理由は、松田家齋館が、神仏分離、廃仏毀釈等の点で近世近代移行期を考察するうえで、一側面を提供する頗る貴重な建築遺構であると評価することができます。この齋館ですけれど、主屋から江戸時代の時に南に延びていた玄関で営まれていた神事がありまして、これが文久元年にいたって主屋とつながりながら、規模の拡大された形で、より独立した建築空間を獲得していった歴史を如実に表す建築遺構として貴重であると評価できると思います。とりわけ主屋に付随した玄関から齋館へという神事、使われ方、営みということを含めて発展的な変容を見て取れる建築遺構は県内にはここにしか遺存していないと位置付けることができます。齋館は現在、市の有形文化財になっておりまして、一定の価値がすでに価値づけされている。主屋が県宝に指定され、屋敷構え全体が県史跡に指定されている。とりわけ齋館は、建築の全体構成からみて欠くことのできない重要な建物、中心的な建物であります。それで営みの点からも、宗教的な神事を営む上でも欠くことのできない重要な建築空間でありまして、これも繰り返しになりますが県内唯一の建築遺構となります。今年度の調査で棟札が出てきて、文久元年という建築年代がわかり、再造という工事が明らかになりました。それらのことを踏まえまして、松田家齋館は、長野県宝の価値を十分に有していると

判断できると思います。以下、調査のこと、参考にさせていただいた資料や文献、その他位置図等が7ページから、14ページの写真は少し暗くなっておりますが、右に文字おこしをしておきました。一部、うちの学生にも手伝ってもらい図面の作成等いたしました。以上です

○井原会長

ありがとうございました。今のご報告につきまして、訂正箇所がございますので、もう一度確認をさせていただきます。答申書の7ページの下から8行目、途中から読みますが「より充実した、より独立した空間を持つ」の「つ」を取りまして、「持ち、齋館と呼ばれ、」にご訂正をお願いいたします。

○井原会長

ただいまの説明につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。

○井原会長

前回までのところでは、齋館の建造時期が、文久元年という年号までは確定できなかったですけど、今回はきちんとそれが決まったということでございます。しかも墨書の中で、その前形が玄関と呼ばれていたものが齋館に代わるということですね。齋館の齋は物忌みをする場所です。それまでは県宝指定になっております本棟、主屋の方は神仏習合ですので、神主家ではございますが、普通の建築物でございまして、物忌みの場所は特別設定されていないのですが、それが1861年に齋館として物忌みの場所が作られた。しかも神仏分離の全国令が出るのは1867年ですので、それよりも前に、すでに神仏分離の動きが長野県の場合に神主のお宅で見られた、ということを経典史、文献の両方で発見されたという非常に全国的にも珍しいものであり、意味付けだと思っております。

それに関して、ご質問・ご意見、補足説明ございませんか。

吉田委員よろしいですか。

○吉田委員

結構です。

○井原会長

それでは、ご意見ないようですので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

○委員

【異議なし】

○井原会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○井原会長

事務局から各委員に答申書（案）を配布してください。

（事務局で答申書を配布）

○井原会長

ただ今配布されました答申書（案）について、ご覧いただきまして、字句の訂正も含め、何かご意見ございますか。

○井原会長

異議なしと認めます。答申書の交付をさせていただきます。お願いします。

【答申書手交】

下記の文化財について、長野県宝に指定することが適当である旨答申をいたします。松田家斎館 1棟

長野県文化財保護審議会 会長 井原今朝男

《井原会長より小野文化財・生涯学習課長に手交》

6 諮問文化財の審議

○井原会長

次に、新たな諮問を受けたいと思います。

《小野課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○小野文化財・生涯学習課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

今、諮問書の写しを配布させていただきましたけれども、ご覧いただきますように、長野県天然記念物の指定を諮問いたします文化財は、飯田市にございます「桜丸さくらのまるのイスノキ」と、信濃町にございます「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）」の2件でございます。

それでは審議会の資料をご覧ください。審議会資料の17ページ、18ページをご覧くださいと思います。名称、所在地及び所有者は記載のとおりでございます。19ページに位置図、20ページに飯田城の城絵図及び桜丸の指図、21ページに写真が添付してありますので、併せてご覧いただければと思います。では概略をご説明させていただきます。

当該樹の目通りの幹周囲は約2.3m、樹高は約12mで樹冠もよく繁り、樹勢の良い堂々とした木でございます。自生地を越えた地で人の手によって大切に守られてきた樹木でありまして、わが県における植栽植物を考える上で重要な個体でございます。また、その背景には飯田城における造園の歴史の存在がうかがわれます。以上のように、当該樹は植物学の資料として学術的価値が高いだけでなく、文化的にも資料的価値が高いことから、県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

続きまして、「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）」のご説明を申し上げます。資料の22ページ、23ページをご覧ください。名称、所在地及び所有者は記載のとおりでございます。24ページに位置図、25ページ、26ページに化石の部位の図、27ページに写真、28ページから35ページに化石のリストが添付してありますのでご覧いただければと思います。

本物件は、発掘された野尻湖産の大型哺乳類化石の中から、その性格と特色を体現するものを選抜した化石群でございます。構成は、ナウマンゾウ63点、ヤベオオツノジカ22点、ヘラジカ3点の計88点から成りまして、詳細はリストのとおりでございます。当該化石は、ナウマンゾウそのものの標本として、また大型哺乳類化石群として、ともに学術的な価値が高く、県指定文化財にふさわしいものとしてお諮りするものでございます。

以上、2件につきまして諮問させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井原会長

以上2件が新たに諮問されました。

「桜丸のイスノキ」の提案理由につきまして、質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○井原会長

続きまして、「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）」の提案理由につきまして、質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○吉田委員

イスノキの方なのですが、この諮問に関しまして異議があるわけではないのですが、説明文の中で今後検討される上で教えていただきたいことがあります。イスノキの植えられた説明の17ページから18ページのところに、堀氏、脇坂氏ともに織豊大名であるということが、金沢の前田家の例と結び付けられて説明されているのですが、織豊大名であるということがそれほどイスノキと係っている根拠をもう少し説明していただければと思います。イスノキの樹齢の推定年代が、堀氏の時代なのか脇坂氏の時代なのかという問題も残っていますので、今後で結構なのですがもう少し説明していただければと思います。

○井原会長

担当委員が決まりますので、これからの審議の中できちんと調査をしていただくようによろしくお願いいたします。

他にございますか。

○井原会長

今の提案理由への質疑を含めまして、「桜丸のイスノキ」及び「野尻湖産大型哺乳類化石群（ナウマンゾウ・ヤベオオツノジカ・ヘラジカ）」については、今後、担当委員を決めていただきまして、調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において審議していただくこととします。

7 その他

○井原会長

次に、「その他」といたしまして、委員各位から何かございましたらご発言をお願いいたします。

○井原会長

事務局からお願いします。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

事務局からご案内を1件お願いいたします。本日の審議会日程につきましては、前回の審議会で調整をいただきました。来年度になります次回の日程につきましてお諮りできればいいのですが、それぞれ委員の皆様もお立場の代わられるということも考えられますので、4月になりましたところで改めてご照会を申し上げますので、また調整等よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○井原会長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので本日の審議会を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局にお返しいたします。

7 閉会

○柳沢課長補佐兼文化財係長

長時間にわたる慎重なご審議、大変ありがとうございました。

ここで、小野文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

○小野文化財・生涯学習課長

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

井原会長をはじめ委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「松田家齋館」につきましては、指定に向けて所定の手続きを進めさせて頂きたいと思っております。なお、指定後は、県指定文化財として適切に保存されるよう努めてまいります。また、本日、審議会に諮問をいたしました案件をご担当いただきます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしく御配慮をお願いいたします。

今後とも、引き続き、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。はなはだ簡単ではございますが御礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

以上を持ちまして、平成25年度第2回長野県文化財保護審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

印

平成26年1月27日

議事録署名委員 小野 昭

議事録署名委員 多田井 幸視